

(別添1)

【糸満市】  
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	6,628	6,610	6,615	6,588	6,550
② 予備機を含む 整備上限台数	7,622	7,454	4,951	2,422	0
③ 整備台数 (予備機除く)	128	2,346	2,053	2,061	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	128	2,346	2,053	2,061	0
⑤ 累積更新率	1.93%	37.43%	68.44%	100%	100%
⑥ 予備機整備台数	19	163	445	361	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	19	163	445	361	0
⑧ 予備機整備率	14.84%	6.95%	21.68%	17.52%	0

(確認事項)

・児童生徒数は、市立小学校 10 校、市立中学校 6 校、分校 1 校の児童生徒の合計とする。令和 9 年度については、現在 6 歳の子が小学校 1 年生になった場合を想定しており、以降令和 10 年度まで作成している。

・予備機について、予備機整備率が 15%を超えた年度があるが、各年度における予備機の総台数での整備率は、国の補助上限の 15%を超えない範囲であり、補助を最大に活用するものとする。

(端末の整備・更新の考え方)

・令和 6 年度においては、令和 2 年度に整備した端末の破損分対応として、足りない分の整備 147 台を行った。また令和 7 年度から本格的に端末整備を行い、令和 9 年度までに児童生徒数に予備機約 15%を加えた 7,576 台を整備する予定である。令和 9 年度の児童生徒数は見込みであることから、調達時に最新の数値に更新し、整備台数に反映させる。

令和 7 年度においては、端末の使用期間 5 年経過後(令和 8 年 3 月頃)に導入する予定であったが、想定よりも端末の損耗率が高く、日常的な利活用に支障が出ていることから、時期を早めて導入した。

令和 8 年度については、市立小学校 4 年生から 6 年生対象に配布を行う予定であり、令和 9 年度で小学校 1 年生から 3 年生を含む市立小中学校全児童生徒へ配布が完了する予定としている。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数:7,576 台

○処分方法

- ・各学校へリユース:1,200 台
- ・タブレット導入事業者による引取り:6,376 台

○端末のデータの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う

処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和 8 年度更新分について

- ・令和 8 年 4 月 21 日 処分事業者及び納入事業者選定日
- ・令和 8 年 9 月 新規購入端末の使用開始
- ・令和 9 年 3 月まで 使用済端末を事業者へ引き渡し

○その他特記事項

再使用・再資源化は端末納入事業者が引き受けることを想定している。